

# 「あっせん」最大争点

海外移植初公判

## 検察「病院と調整」 被告「一度もない」

不透明と批判されている海外での臓器移植。その実態を審理する初めての刑事裁判が30日に東京地裁で始まった。「患者を助けた」。臓器移植法違反に問われた菊池仁達被告(63)は自らを誇るようにその述べ、検察側は「違法性を認識していた」と踏み込む。初公判は、被告らの活動が違法な「あっせん」にあたるのかどうかを最大の争点に攻防が続いた。  
(坂本早希、野口恵里花、本文記事1面)

「間違っている所はありませぬ。おおむねあつていませぬ」

午前10時に開廷した初公判。馬場嘉郎裁判長から起訴事実に対する認否を問われると、NPO法人「難病患者支援の会」理事長の菊池被告は、証言台でよどみなく答えた。

続いて弁護士が「臓器移

植のあっせんは行っていない」と無罪を主張した直後だった。突然、「申し上げておきたいことがある」と声を上げた菊池被告は、裁

判長の許しを得ることもなく、「活動を始めて17年間。100人近くの命を助けてきたが、一度たりとも仲介やあっせんはしていない」と語り始めた。

菊池被告は「日本で移植ができない人を助けたいと思ってきた。私は無罪」と一転して起訴事実を否認し、「海外での移植は認可事業ではない。NPOの活動を微に入り細にわた

※起訴状や検察側の冒頭陳述などを基に作成



初公判で無罪を主張し、検察官の冒頭陳述を聞く菊池被告(左) | イラスト・構成 秋山史朗

●臓器あっせん事件の経緯

2007年6月	菊池仁達被告がNPO法人「難病患者支援の会」を設立。移植希望者を募り、中国で臓器移植手術を受けさせる活動を行う
19年12月	菊池被告の息子が厚生労働省から「死体から提供される臓器をあっせんする場合、許可が必要」と指摘される
20年4月頃	新型コロナウイルスが流行し中国に渡航できなくなる。移植手術の場を東欧で探す
21年夏頃	移植手術ができるベラルーシ国内の病院を確保
10~11月	医師や弁護士、大学教授がNPOの活動について違法の可能性を指摘
22年2月	40歳代男性がベラルーシで肝臓の移植手術を受けると。約9か月後に死亡
7月	50歳代男性がベラルーシで腎臓の移植手術を受ける
8月	NPOが関与した中央アジア・キルギスでの生体腎移植で、売買された臓器が使われた疑惑を読売新聞が報道
23年2月	警視庁が菊池被告を臓器移植法違反容疑で逮捕
3月	東京地検が菊池被告とNPOを同法違反で起訴
6月30日	東京地裁で初公判

たい」と「独演」を締めくくった。

一方の検察側は冒頭陳述で、菊池被告がNPOのホームページで臓器移植を希望する患者を募り、移植手術を行うペラルーシの病院

との連絡や調整をしたと強調。菊池被告らが大学教授など外部の専門家から、たびたび違法の可能性を指摘されていたとも述べた。

者の募集や病院との連絡・調整を「あっせん」と定めている。検察側はホームページの記載や厚生省の通知、専門家らの指摘などを根拠に、被告やNPOの行為は同法が禁じる「無許可

あっせん」にあたること立証するとみられる。弁護側は次回公判で冒頭陳述や被告人質問などをするとしている。菊池被告が改めて無罪を強調する可能性がある。

# 患者憤り「金目当てか」「多くの人の人翻弄」

「病院とのやりとりは全てNPO任せだった。あっせんはしていないという主張は違和感がある」。起訴対象となったペラルーシの移植で臓器の提供を受けた50歳代の男性は、初公判で菊池被告が語った内容を記者から伝えられ、そう首をかしげた。

男性は腎不全と診断され、21年2月、ホームページで知ったNPOの事務所を訪問。臓器売買の恐れがある生体移植は避け、死者からの臓器提供が良いと菊池被告に伝えられ、「外国人枠がある」とペラルーシへの渡航を勧められた。

勤務先から借金をして計1850万円をNPOに支払い、昨年6月に渡航。翌月に手術を受け、予後は良好だったが、NPOから帰国後の通院先と案内されていた病院に電話を入ると、診察を断られた。日本の病院は海外で移植を受けた患者について違法性を疑い、診療を断ることが多い。男性は「菊池被告はうそをついたのか。金さえ取れば患者がどうなっても良か

ったのだろう」と憤る。

ペラルーシでは計3人がNPOを通じて移植を受けたことが判明しているが、男性以外の2人は手術後に死亡した。男性は「亡くなった人もいるのに反省の色が見えない」と語った。

一方、「菊池被告が何を語るかを知りたい」と初公判を傍聴に訪れた患者もいた。NPOに移植の仲介を依頼していた神奈川県男性(59)だ。

男性も臓器の病気で、21年にホームページを見てN

POに連絡。菊池被告から「合法的な移植で全く心配ない」と説明され、約1700万円を支払って中央アジア・キルギスへ渡った。

だが、先に生体臓器移植を受けた日本人女性が一時重篤となり手術は中止された。男性は「不透明な移植を受けるわけにはいかない」とNPOへの依頼をやめた。

菊池被告は法廷で「臓器はその国の公的機関が配分するから、日本の(厚生労働)大臣が関与すること

はない」などと持論を展開した。その姿に、男性は「NPOの事務所まで『合法的だ』と雄弁に語った姿のまま

で、何も変わっていない」と感じた。男性はNPOに費用の返還を求めたが、一銭も返ってきていない。「(患者の)命を救ってきた」と法廷で胸を張った菊池被告に対し、男性は「助かった人がいるのは事実だろうが、それ以上に多くの患者を翻弄してきたはずだ」とし、「NPOがどれだけの利益を得たのかなどを公判で明らかにしてほしい」と求めた。



ご来光目指し  
富士山 きょう山開き

富士山の山梨県側で1日に山開きを迎えるのを前に、ご来光を拝もうとする登山者たちが30日、続々と山小屋へ向かった。写真、後藤嘉信撮影。山小屋に到着した登山者たちは、翌朝の登頂に備えて早めの夕飯を済ませて体を休めていた。今年には富士山の世界文化遺産登録10周年の節目で、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したこともあり、登山者の増加が予想されている。